

海洋科学調査の法的側面に関する研究会

西川健太郎 公共政策大学院

公海上や外国の排他的経済水域等で行われる海洋の科学的調査については、調査が実施される海域に応じて国際法のルールが存在している。海洋の利用に関する国際法の基本的な枠組みを定めている国連海洋法条約には、28 の条文からなる「海洋の科学的調査」と題された一章があり、海洋科学調査の実施に関する国家間のルールが詳しく定められている。しかし、1982 年に採択された国連海洋法条約では想定していない先端技術による海洋科学調査手法・実験に条約の規定をどのように適用していくのかなど、条約の解釈・適用については検討すべき様々な課題が存在する。

本イニシアティブでは国際法の専門家を中心とした研究会を開催し、海洋の科学調査をめぐる現状を踏まえながら、新たな海洋科学調査・実験手法の法的な問題点や、これからのフロンティアである深海底（国際海底機構の管轄する海域）における海洋科学調査のあり方などについて検討を行った。こうした検討を行う

に際しては、独立行政法人海洋研究開発機構など実際に調査を実施している主体から、海洋科学調査の実施をめぐる最新の動向に関するヒアリング等も行った。

海洋科学調査をめぐる法的問題については、これまで必ずしも大きな関心が向けられて来たとはいえず、また国際法学の研究者にはその実情が必ずしも十分に把握されていたとはいえなかったように思われる。このような中で、本研究では学際的なネットワークとしての海洋アライアンスにおける研究として、海洋科学調査を実施する際の実情を踏まえた条約の解釈を検討することができた。こうした解釈論は、それ自体として海洋科学調査をめぐる様々な問題を即座に解決できるようなものではないが、現実が生じている問題の解決やこれからのルール作りに不可欠な基盤となるものである。また、学際的な協働が不可欠な分野でもあり、今後もそうしたアプローチにより検討を続けていくことが重要であると考えられる。